

東自旅二第1176号
平成29年2月28日

管内各運輸支局長 殿

東北運輸局自動車交通部長

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出における様式例の変更について

標記について、事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出における事前届出書の様式は、平成14年1月21日付け東北旅二第1079号及び平成14年1月31日付け新自旅第647号に基づき、各運輸支局ごとに定めているが、事業用自動車の種別について、管内における取扱いが統一されていないのが現状である。

これは現行制度の特殊車両において、運賃車種区分上の特定大型車となり得る車両が存在すること、及び「寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車」の対象車両が明確でないことに起因するが、この現状が継続することで事業者及び利用者における混乱に繋がるおそれがあるものとする。

今般、この取扱いを統一するため、様式例を別紙（様式例1）、（様式例2）のとおり変更して事業用自動車の種別における特殊車両に特定大型車の欄を追加することとし、これに伴う取扱いを下記のとおり定めたので了知されるとともに、変更後の様式例に沿って事前届出の様式を変更した上で関係事業者等に周知され遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1. 各運輸支局において定めた変更後の事前届出書様式（以下、「新様式」という。）による適用開始日
平成29年4月1日以降に届出するものから、新様式により取り扱うものとする。
2. 従前様式により届出している車両の取扱い
平成29年3月31日までに従前様式により届出している車両については、原則、新様式における事業用自動車の種別は適用しないものとする。
なお、当該車両については新様式による届出をすることにより、新様式における事業用自動車の種別に変更することができるものとする。
3. 「寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車」の対象車両
今般の新様式適用に伴い、運賃車種区分公示における「寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車」の対象車両は、自動車検査証上の車体の形状が「患者輸送車」及び「車いす移動車」である車両に限るものとする。